

Internet Week 2009

F4:インターネットをとりまく政策と規制の最新動向

5) 重くなる事業者の責務－消費者保護の強化と事故報告

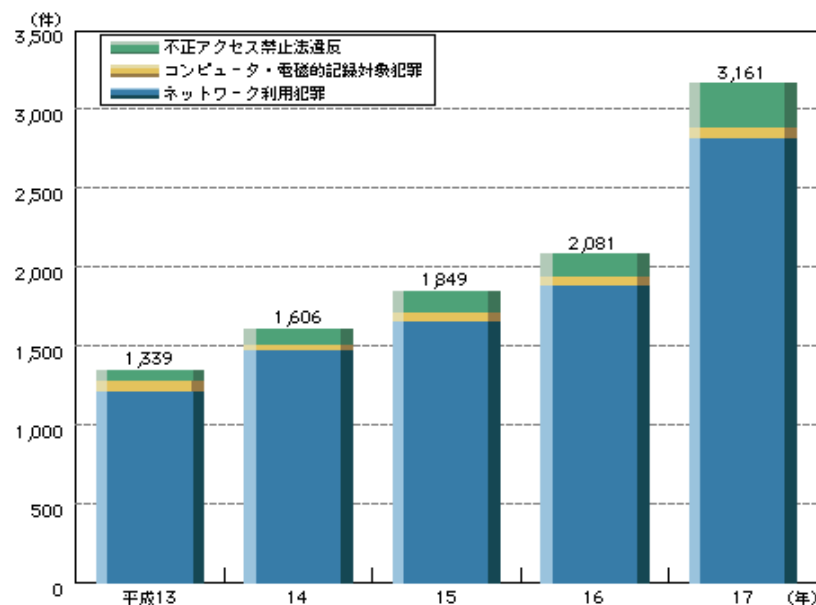
1.通信ログの保存に関する動向

2009年11月25日

社団法人日本インターネットプロバイダー協会
行政法律部会長 木村 孝

インターネット上の犯罪の増加

サイバー犯罪の検挙件数の推移



サイバー犯罪の検挙件数の内訳 (平成17年)

罪名	年	17
不正アクセス禁止法違反		277
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪		73
電子計算機使用詐欺		49
電磁的記録不正作出・毀棄		17
電子計算機損壊等業務妨害		7
ネットワーク利用犯罪		2,811
詐欺		1,408
児童買春・児童ポルノ法違反 (児童買春)		320
児童買春・児童ポルノ法違反 (児童ポルノ)		136
青少年保護育成条例違反		174
わいせつ物頒布等		125
著作権法違反		128
商標等違反		109
脅迫		39
名誉毀損		47
その他		325
合計		3,161

平成18年度版 警察白書より

ISPに対する捜査機関からの差押は日常茶飯事

- 通信の秘密の関係で通常、任意捜査には回答しない。
- 裁判所が出す捜査令状に基づく差押
- 捜査機関(警察)側から一定範囲の日時とIPアドレスを指定される。
- その時間帯にISPがIPアドレスを割り当てたユーザーの会員情報、接続ログやメールの送受信記録などの提出を求めてくる。

そもそも通信ログとは

- メールならSMTP,POPサーバー、接続なら接続認証サーバー、課金なら課金サーバーのログから必要な情報を抽出し印刷したもの。(ISPによりユーザー認証や課金の方式は異なるが、まったくユーザー認証をしないISPは考えられない)
- ホームページなどの書き込みならば、その日時とIPアドレス、ファイル名など。ホームページの提供者とISPは異なることが多いので、その場合は順を追って双方に提出を求める。
- しかしログは通常一定期間しか保存しないものなので、ログが消失後は照会されても提出できない。(そもそもログを保存しないところも?)
- このログの一定期間保存などを定めたのが欧州評議会のサイバー犯罪条約。日本も2001年11月に署名。
- 条約を有効にするためには“批准”という手続きが必要。

通信ログの保存を法律で義務づける法案

- この条約の批准のための国内法整備が必要となった。
- 2004年2月に国会(第159回)に内閣から「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を提出。*
- 警察が差し押さえる通信記録(通信ログ)について、保全要請から最低90日間は事業者には保全を義務づける内容。(要請から90日であって、記録時から90日ではない)
- 2004年ごろはインターネット業界で結構話題となった。
- この法案が共謀罪の創設と一緒にされたため、議論をよんで審議が難航、2009年の通常国会閉幕とともに審議未了で廃案に
- 従って、現在ログ保存を事業者には義務づける法律はない。しかし、(次のページへ)

*この法律案の概要、理由、本文は法務省のサイト参照 <http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan22.html>

実務的には

- (刑事ではない、民事の)プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求の前段階として、ISPが被害者から仮処分という形で、保全を義務づけられることもある。
- 実際にはどのISPもログは結構保存しているのではないのでしょうか？

最近の動向と今後の課題

- 警視庁はISPに対し、「違法・有害サイト対策官民会議」で通信ログの保存期間の延長を要請(2009年10月16日)
- 今後、IPv4アドレス枯渇でISPがLSN(Large Scale NAT)でプライベートアドレスを提供するとき、そのログ保存が課題となっている。